

# 令和7年度 宿毛市国民健康保険税について（おしらせ）

## 1. 国民健康保険税の計算について

宿毛市の国民健康保険税は、①所得割額 ②均等割額 ③平等割額 の合計で計算されます。（3方式）

- ①所得割額 … 前年中の所得額から43万円を控除した額 × 所得割率（％）
- ②均等割額 … 世帯の被保険者数に応じて計算される額
- ③平等割額 … 被保険者数にかかわらず1世帯ごとに固定でかかる額

	所得割率	均等割額	平等割額	賦課限度額
医療給付費分	8.0%	22,000円	23,000円	66万円
後期高齢者支援金分	2.3%	6,000円	5,500円	26万円
介護納付金分 ※40歳以上65歳未満の方のみ	2.88%	18,700円	※介護分平等割は 令和7年度から廃止	17万円

また、被保険者全員の所得が申告されている世帯で、世帯の基準所得が以下の計算値を下回る場合は、均等割額と平等割額がそれぞれ軽減されます。

軽減割合	7割軽減	5割軽減	2割軽減
軽減判定 基準所得 (令和7年度)	43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)}	43万円 + (30万5千円 × 加入者数) + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)}	43万円 + (56万円 × 加入者数) + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)}

※「給与所得者等」とは、一定の給与所得者または公的年金の支給を受ける方をいいます。

## 2. 未就学児の均等割の軽減措置

子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児（令和7年度分については平成31年4月2日以降に生まれた方）に関わる均等割を2分の1に軽減します。届出の必要はありません。

※所得が一定以下で軽減が適用される世帯は、未就学児の均等割をさらに2分の1にします。

## 3. 年度途中に40歳・65歳・75歳を迎える加入者の保険税計算について

40歳	到達月（誕生日の前日の属する月）から介護保険第2号被保険者となり、介護納付金分が加算されます。到達月の翌月に税額変更の更正通知書を送付します。
65歳	到達月（誕生日の前日の属する月）から介護保険第1号被保険者となり、国保税から介護納付金分がかからなくなります。 あらかじめ到達月以降の介護納付金分は含まず計算し、各納期に割り振ってあります。
75歳	誕生日より、国保から後期高齢者医療制度に移行します。詳しくは次の4に記載

## 4. 後期高齢者医療制度への移行にともなう国保税の更正について

### ① 保険税の内訳について

75歳の誕生日より、国保から後期高齢者医療制度に移行します。（後期高齢者医療保険証は誕生日の前日までを送付されます。）

年度内に75歳に到達される方は、到達月（誕生日の属する月）の前月までの国保税（医療保険分・後期高齢者支援金分）をあらかじめ月割計算してありますので、国保税減額更正の通知等はいたしません。（到達月以降の国保税は含まれていません。）

なお、前年度まで特別徴収（年金天引き）により納付していた方は、今年度から普通徴収（納付書もしくは口座振替）に切り替わりますので、納税通知書をご確認ください。

※裏面もご覧ください

## 軽減措置について

国保に加入したまま、75歳を迎えられ後期高齢者医療制度に移行した方を、特定同一世帯所属者といいます。特定同一世帯所属者がいる世帯の国保税負担が急に増えないよう、次の軽減措置があります。（軽減は自動的にがかかりますので申請の必要はありません。）

### ○ 軽減判定について

国保から後期高齢者医療制度へ移行したことにより、世帯の国保加入者が減少しても、特定同一世帯所属者も含めて軽減判定を行い、従前と同様の軽減措置が受けられます。

### ○ 平等割の軽減

国保から後期高齢者医療制度へ移行したことにより、国保加入者が1人だけとなる世帯（特定世帯）は、平等割が5年間は2分の1、その後3年間は4分の1軽減されます。

## 4. 旧被扶養者減免制度について

後期高齢者医療制度の創設にともない、会社の健康保険などの被保険者本人が後期高齢者医療制度に加入することにより、被扶養者だった65歳以上の方（旧被扶養者）が国保の被保険者となった場合、申請に基づき減免を受けることができます。

種別	減免額	期間
所得割	全額減免	当分の間
均等割	5割減免 ※既に7割・5割の軽減を受けられている方は対象外	資格取得日から2年間
平等割	5割減免 ※既に7割・5割の軽減を受けられている方は対象外 ※世帯内の国保加入者に旧被扶養者以外の方がいる場合は減免なし	資格取得日から2年間

## 5. 倒産解雇等による失業者の国保税の軽減制度について

失業日時点65歳未満で雇用保険受給資格者証の離職理由コードが以下に該当する方は、申請により離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度まで軽減されます。

### ◎ 離職理由コード

特定受給資格者 11・12・21・22・31・32                      特定理由離職者 23・33・34

### ◎ 軽減内容

対象者の国保税算出について、前年の給与所得を30/100として算定  
高額療養費等の所得区分の判定も前年の給与所得を30/100として判定

### ◎ 申請手続き（税務課窓口）

持参いただくもの…対象者の雇用保険受給資格者証

## 6. 産前産後軽減制度について（令和6年1月 制度開始）

子育て世帯の負担軽減等の観点から、出産する被保険者の所得割と均等割について産前1か月と産後3か月の4か月分（多胎妊娠の場合、産前3か月と産後3か月の6か月分）について免除されます。

### ◎ 申請手続きに持参いただくもの…①国民健康保険の資格情報がわかるもの（資格確認書等）

②母子健康手帳など出産予定日や妊娠の状態が確認できるもの

※出産育児一時金の支給等で出産の事実が確認できるときは手続き不要となります。

【問い合わせ先】国民健康保険税について・・・宿毛市税務課 住民税係 電話：(0880) 62-1238  
後期高齢者医療について・・・宿毛市市民課 保険係 電話：(0880) 62-1233